

## 蓮田白岡衛生組合一般廃棄物収集運搬業の許可及び指導に関する要綱

平成 18 年 1 月 26 日

要綱第 1 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、蓮田白岡衛生組合廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例（平成 18 年条例第 7 号。以下「条例」という。）及び蓮田白岡衛生組合廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例施行規則（平成 19 年規則第 1 号。以下「規則」という。）に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 7 条第 1 項に規定する一般廃棄物収集若しくは運搬の業の許可又は同条第 2 項に規定する許可の更新に関する基準及び行政処分の基準その他必要な事項について定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は廃棄物処理法における用語の定義の例による。

2 前項に定めるほか、次の各号に定めるところによる。

(1)申請 規則第 17 条に規定する一般廃棄物処理業（収集運搬）の許可の申請をいう。

(2)許可 条例第 23 条に規定する一般廃棄物処理業（収集運搬）の許可をいう。

(3)申請者 条例第 23 条第 1 項の規定に基づく許可の申請者をいう。

(4)許可業者 条例第 25 条第 1 項の規定による許可証の交付を受けた者をいう。

(5)排出等禁止物 あらゆる事業活動に伴って生じる廃棄物のうち、蓮田白岡衛生組合（以下「組合」という。）に搬入することが出来ない廃棄物をいい、別表第 1 に掲げるものをいう。

(6)契約事業者 申請者若しくは許可業者が一般廃棄物の収集運搬について委託契約を締結している排出事業者をいう。

(許可業者の責務)

第 3 条 許可業者は、次の各号に掲げる事項を遵守し、業務を行わなければならない。

(1)法令等（関連条例及び規則を含む。）及び組合職員が行う職務上の指示を守り、一般廃棄物を適正に処理するとともに、再利用等により、その減量化に努めること。

(2)契約事業者に対し、分別及び減量化について、適切な指導を行うこと。

(3)組合場内では、徐行運転を厳守するとともに、計量等に際しては一般住民を優先させること。

(4)事故・トラブル等があったときは、組合に速やかに報告をするとともに、適切な処置を講ずること。

(5)前各号に掲げるもののほか、組合の指示する事項に従うこと。

(搬入方法等)

第4条 許可業者は、排出等禁止物を組合に搬入してはならない。

2 許可業者は、組合の定める区分により分別したものを搬入しなければならない。

3 許可業者は、内容物を確認することができる程度の透明度を有する袋以外の袋を使用したものを組合に搬入してはならない。

4 許可業者は、再利用が可能な一般廃棄物（古紙・くず鉄・あきびん類・古繊維等）について再利用を行うことが確実であると認められる者に引き渡すことができる。

5 許可業者は、組合が受入れ品目に適合しないと認めた一般廃棄物については、組合と協議のうえ、法令等の規定に適合する処理施設に搬入し、その管理者に処分を依頼しなければならない。

（許可申請書の添付書類）

第5条 規則第17条第1項第7号に規定する管理者が必要と認める書類及び図面は次のとおりとする。

（1）市町村民税納税証明書原本（法人の場合は法人市町村民税過去2年分）

（2）固定資産税納税証明書原本（当組合業務の拠点となる事業所の過去2年分のもの）

（3）設備機材の一覧表（組合書式による）

（4）確約書（組合書式による）2部

（5）資産状況等を説明する書類（経理的基礎に係る書類又はその代用となる書類）

（6）一般廃棄物排出事業所との契約書の写し（排出事業所の責任者が契約事業者と異なる場合は、排出事業者責任を明確にするための書類）

（7）許可申請台帳（組合書式による）

（8）他市町村収集運搬許可車両一覧表（組合書式による）

（9）産業廃棄物収集運搬許可車両一覧表（組合書式による）

（10）前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類及び図面

（許可の申請の時期）

第6条 申請の期間は、当該申請に係る年度の初日の属する年の2月20日から2月末日（蓮田白岡衛生組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年6月30日条例第2号）第3条及び第9条に定める週休日及び休日を除く。）までとする。ただし、年度の途中での申請は受け付けないものとする。

（申請の特例）

第7条 許可を受けようとする申請者が、一般廃棄物の排出者と処理に関する契約を締結しておらず、第5条第1項第14号に規定する排出事業所との契約書等の写しを許可申請書とともに提出できない場合は、当該排出者の処理を請け負う旨を証明する書類として、一般廃棄物処理委託証明書（様式第1号）を管理者に提出しなければならない。この場合において、処理に関する契約の締結後には、直ちに契約書等の写しを提出しなければならない。

（許可基準）

第8条 規則第21条第1項第5号の規定による許可基準は次に掲げるとおりとする。

- (1) 申請者は、許可期間において県内に住所又は事務所若しくは営業所を有すること。
- (2) 収集運搬に使用する車両（以下「使用車両」という。）は、4トン車以下であること。
- (3) 使用車両は、走行中に一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものであること。
- (4) 使用車両は、原則として自ら所有しているものであること。
- (5) 使用車両に適合した保管場所を有し、かつ、保管場所の使用に対する権利を有していること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理者が特に必要と認める事項

（許可条件）

第9条 管理者は、許可を与えるときは、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 組合の許可表示（様式第2号）を使用車両の所定の場所に貼付すること。
- (2) 使用車両は、他の用途と混用しないものとし、常に整備し、清潔な状態を確保すること。
- (3) 収集した一般廃棄物は、管理者の指示する日時及び処理施設に搬入すること。
- (4) 収集、運搬及び搬入については、管理者の指示する収集形態（分別収集）とすること。
- (5) 無蓋車両にて収集運搬を行う場合は、走行中に一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないよう、上部をシート等で覆うなど適切な処置を施すとともに、シート等は十分に大きいものを使用し、ロープその他所要の付属品（予備品を含む。）を常備すること。
- (6) 使用車両以外の車両での搬入は原則として認めない。
- (7) 使用車両の整備、検査を考慮し、あらかじめ予備の使用車両を登録しておくこと。
- (8) 特定家庭用機器一般廃棄物の運搬業（荷卸し）には適用しない。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、管理者が特に必要と認める事項

（実地検査）

第10条 管理者は、申請があったときは、必要と認められる場合において、次に掲げる事項について実地検査を行うものとする。

- (1) 許可申請事項及び作業の実施内容との相違の有無
- (2) 作業の実施に当たり、法令の規定に違反する事項の有無
- (3) 環境衛生上必要と認める事項
- (4) 許可車両の適切な保管状況
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理者が特に必要と認める事項

（許可）

第11条 管理者は、申請があったときは、規則第30条第1項の規定に基づく許可審査会（以下「審査会」という。）において当該申請に係る書類の審査及び実地検査

の結果を基に、許可するか否かを決定するものとする。

2 管理者は、前項の規定により許可と決定した場合は規則第 22 条第 1 項による許可証を申請者に交付する。

3 管理者は第 1 項の規定により不許可と決定したときは、不許可理由書（様式第 3 号）を申請者に交付する。

（契約書及び帳簿の記載等）

第 12 条 許可業者は、廃棄物処理法第 7 条第 15 項の規定に基づき、契約関係書類及び業務の状況を記録した帳簿を整備しなければならない。

2 前項に規定する業務の状況を記録した帳簿は、1 月を単位として記録し、1 年ごとに閉鎖し、閉鎖後 5 年間保存しなければならない。

（指導又は処分の基準）

第 13 条 規則第 25 条第 2 項の規定に基づく許可の取消し等の行政処分の基準は、次の各号に定めるもののほか、別表第 2 及び別表第 3 のとおりとする。

2 管理者は、前項の処分を行うときは、当該処分を受けるべき者にその処分の理由を通知し、あらかじめ弁明及び有利な証拠書類等の提出の機会を与えなければならない。ただし、管理者が指定する期間内にこれを行わなかった場合は、この限りでない。

3 管理者は、第 1 項の規定による行政処分を受けた業者について、業者名及び処分内容を公表できるものとする。

（行政処分の決定）

第 14 条 前条の規定による行政処分の決定にあつては、審査会に諮り決定するものとする。

（その他）

第 15 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、その都度管理者が定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する

附 則（平成 19 年 4 月 10 日要綱第 3 号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 7 月 9 日訓令第 4 号）

（施行期日）

この訓令は、公布の日から施行する

別表第1 排出等禁止物（第4条関係）

蓮田白岡衛生組合における排出等禁止物

破砕・切断・解体等前処理を必要とする可燃物ごみ  
破砕・切断・解体等前処理を必要とする不燃物ごみ  
前処理未済の飲料缶・びん・ペットボトル  
有害ごみ（乾電池・蛍光管）  
長さ80cm太さ10cm以上の剪定枝等  
建築廃材  
医療系廃棄物  
産業廃棄物  
事業系電気製品（コピー機・電話機・FAX等）  
タイヤ・バッテリー  
消火器  
その他処理困難物

別表第2(第13条関係)

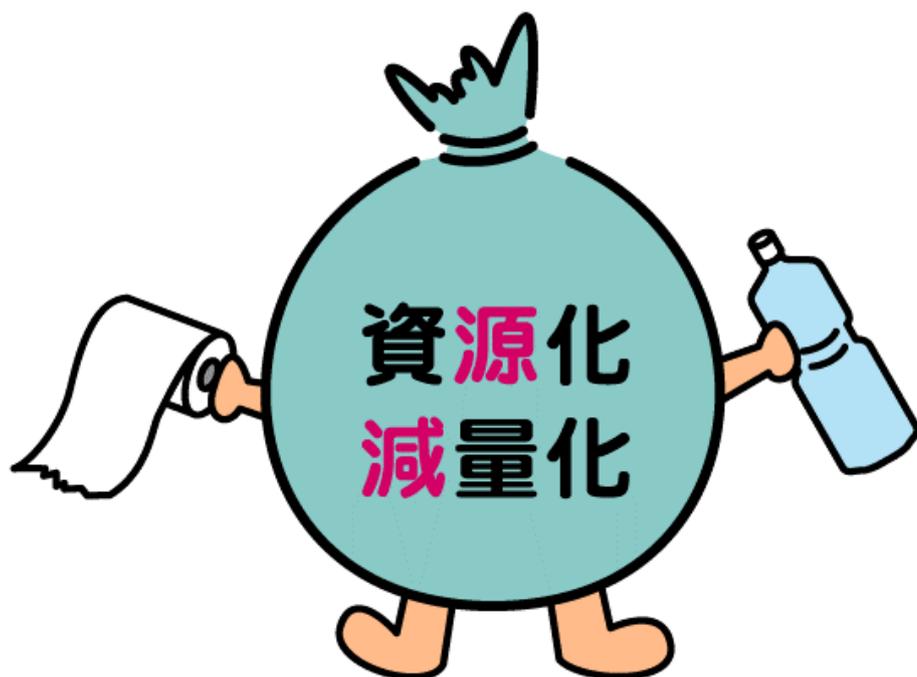
	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目	8回目	9回目	備考
行政区域外廃棄物の混入	指示・指導	搬入停止 3日	搬入停止 5日	搬入停止 10日	搬入停止 15日	搬入停止 20日	搬入停止 25日	搬入停止 30日	許可取消	
産業廃棄物の混入	業者・事業所 指示・指導	搬入停止 3日	搬入停止 5日	搬入停止 10日	搬入停止 15日	搬入停止 20日	搬入停止 25日	搬入停止 30日	許可取消	
適正処理困難物の混入	業者・事業所 指示・指導	搬入停止 3日	搬入停止 5日	搬入停止 10日	搬入停止 15日	搬入停止 20日	搬入停止 25日	搬入停止 30日	以後 30日 の繰り 返し	不燃物 粗大ゴミ
医療系廃棄物の混入	指示・指導	搬入停止 5日	搬入停止 10日	搬入停止 15日	搬入停止 20日	搬入停止 30日	許可取消			注射針 血液付着物 透析用器具 その他 感染性医療 廃棄物
不正計量	指示・指導	搬入停止 10日 以内	搬入停止 20日 以内	搬入停止 30日 以内	許可取消					不正に計量を受け 又は受け ようとした者
その他の違反	指示・指導	指示・指導	搬入停止 3日	搬入停止 5日	搬入停止 10日	搬入停止 15日	搬入停止 20日	搬入停止 25日	以後 30日 の繰り 返し	市民への 迷惑行為 等その他

備考

- ア 違反の内容及び程度により、表の区分にかかわらず取り消しとなる場合があります。
- イ 違反回数積算は、当該違反行為が行われた日の5年前から起算します。ただし、起算する初日はこの要綱の施行日とする。
- ウ 違反内容が複数の項目に該当する場合は、当該処分内容の重い方を適用する。  
なお、違反回数はそれぞれの項目ごとにカウントします。

別表第3（第13条関係）

区分 項目	加重	軽減
1 環境汚染被害状況	<p>○生活環境保全上重大な支障が生じた。</p> <p>○生活環境保全上軽微な支障が生じた。</p>	<p>○指導・指示に従い原状回復又は適正処理等の対応を速やかに行った。</p>
2 一般社会に与えた影響	<p>○信用失墜の度合いが大である。</p> <p>○信用失墜の度合いが軽微である。</p>	<p>○自発的に信用回復に努めた。</p>
3 処理施設に与えた被害状況	<p>○処理施設の機能を一部停止若しくは停止させた。</p> <p>○処理施設の機能を停止させた。</p> <p>○処理施設の安全・円滑運営に重大な支障が生じた。</p> <p>○処理施設の安全・円滑運営に軽微な支障が生じた。</p>	<p>○指導・指示に従い原状回復又は適正処理等の対応を速やかに行った。</p>
4 不正行為の動機	<p>○故意</p> <p>○留意事項の不知</p>	<p>○深く反省が見られ、二度と同じ過ちがないように対策を行った。</p>
5 指示書等による指示回数	<p>○指示書等による指導回数 3回を超えるもの</p> <p>指示書等による指導回数 1～3回</p> <p>※指示書の回数は、当該行為発生日から5年分を対象とする。</p>	<p>○過去の指導事項を守り、よく改善を行った。</p>



発行 蓮田白岡衛生組合

廃棄物対策課指導担当

住所：埼玉県白岡市篠津1 2 7 9 - 5

電話：0 4 8 - 7 6 6 - 3 7 3 8 (蓮田局)

0 4 8 0 - 9 2 - 8 8 3 9 (白岡局)

0 4 8 - 7 6 6 - 0 6 5 9 (F A X)